

目 次

条 例

- ・津市市税条例の一部を改正する条例
- ・津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ・津市農業共済条例の一部を改正する条例
- ・津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ・津市火災予防条例の一部を改正する条例

規 則

- ・津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則
- ・津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

- ・津市建築計画概要書等閲覧規程の一部改正
- ・公示送達
- ・国民健康保険被保険者証の無効
- ・予算の公表
- ・認可地縁団体の告示事項の変更
- ・市道路線の区域変更
- ・市道路線の供用開始

公 告

- ・道路位置の指定
- ・道路位置の指定
- ・犬の抑留

教 委 告 示

- ・教育委員会の告示

選 管 告 示

- ・津市選挙投票区の一部を改正する告示

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年6月25日

津市長 松田直久

## 津市条例第25号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。  
第23条第1項中「均等割額によって」の次に「、第5号の者に対しては法人税割額によって」を加え、同項に次の1号を加える。

法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの

第23条第3項中「含む。）」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「これに」を削る。

第31条第2項の表第1号中「（昭和40年法律第34号）」を削る。

第157条第2項中「、第36項又は第37項」を「又は第36項から第38項まで」に改める。

附則第17条の2第3項中「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に改める。

附則第19条の2第1項中「証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引」に改める。

附則第26条中「若しくは第55項」を「、第55項若しくは第57項」に、「第37項」を「第36項から第38項まで」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

第157条第2項及び附則第26条の改正規定 平成19年10月1日

附則第17条の2第3項の改正規定 平成20年4月1日

第23条及び第31条第2項の改正規定 信託法（平成18年法律第1

08号)の施行の日

前3号に掲げる以外の規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成  
18年法律第65号)の施行の日

津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 6 月 25 日

津市長 松田直久

### 津市条例第 26 号

津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

別表中

午後 1 時から 午後 4 時まで	午前 9 時から 午後 4 時まで	を	午後 1 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	に改める。
8 4 0	1 , 4 7 0		1 , 1 2 0	1 , 6 8 0	
1 , 4 7 0	2 , 5 2 0		1 , 9 6 0	2 , 8 8 0	
2 , 1 0 0	3 , 7 8 0		2 , 8 0 0	4 , 3 2 0	
1 , 2 6 0	2 , 3 1 0		1 , 6 8 0	2 , 6 4 0	

附 則

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

津市農業共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年6月25日

津市長 松田直久

## 津市条例第27号

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第108条第1項第2号中「100分の80」を「100分の90」に改める。

第111条第2項中「100分の20」を「100分の10」に改める。

附 則

この条例は、三重県知事の認可のあった日から施行し、改正後の津市農業共済条例の規定は、平成19年産の大豆から適用する。

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年6月25日

津市長 松田直久

### 津市条例第28号

津市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市運動施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第250号）の一部を次のように改正する。

別表第37津市河芸第2グラウンドの項中

「

午後3時から午後5時まで	1,000
--------------	-------

」を

「

午後3時から午後5時まで	1,000
午後6時から午後8時まで	2,000
午後8時から午後10時まで	2,000
夜間照明	1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 4,000

」に改める。

### 附 則

この条例は、平成19年9月1日から施行する。

津市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年6月25日

津市長 松田直久

### 津市条例第29号

津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例（平成18年津市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第29条の3第1項第2号中「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月19日

津市長 松田直久

### 津市規則第23号

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第1条の3第1項」を「第1条の3第1項第2号」に改め、同条第3項中「第1条の3第1項の表1の(イ)項」の次に「及び同条第4項の表1の(6)項、省令第2条の2第1項の表並びに省令第3条第1項の表1及び同条第2項の表」を加える。

第3条を次のように改める。

#### 第3条 削除

第7条中「第4条の8第1項第4号」を「第4条の8第1項第5号」に改める。

第14条中「都市計画法」の次に「(昭和43年法律第100号)」を加える。

第17条第1項の表中「第85条第4項」を「第85条第3項」に、「同表(5)項」を「同項の表2の(30)項」に改める。

第18条第1項中「同表(5)項」を「同項の表2の(30)項」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成19年6月20日から施行する。

津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 6月29日

津市長 松田直久

津市規則第24号

津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市久居老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第98号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「午後4時」を「午後5時」に、「午後2時」を「午後3時」に改める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

津市告示第205号

津市建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年6月19日

津市長 松田直久

津市建築計画概要書等閲覧規程の一部を改正する告示

津市建築計画概要書等閲覧規程（平成18年津市告示第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条の4第1項及び第2項の建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書及び全体計画概要書」を「第11条の4第1項第1号から第6号までに掲げる書類」に改める。

附 則

この告示は、平成19年6月20日から施行する。

津市告示第206号

下記の者の平成19年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成19年6月20日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	通知書番号
大阪府大阪市東淀川区上新庄三丁目19番57号	淀川可鍛鑄鉄 株式会社	27432
松阪市末広町一丁目221番地の1	株式会社 宮本重機	24431
鈴鹿市大池三丁目11番9号	株式会社 三重不動産	23650
志摩市志摩町和具784番地の1	丸貞工業 株式会社	23460
静岡県浜松市中区住吉三丁目16番11号	浜友観光 株式会社	19735
大阪府大阪市北区西堀川町17番地 高橋ビル502	日本企画 株式会社	18584
大阪府大阪市北区樋上町53番地 高橋ビル3号館	大三開発 株式会社	14844

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	通知書番号
大阪府東大阪市中小阪441番地	大興産業 株式会社	14839
大阪府大阪市北区西堀川町16	大広開発 株式会社	14837
大阪府泉南郡熊取町大字久保1628番地の2	株式会社 神和興産	12010
大阪府大阪市中央区久宝寺四丁目3番8号	三陽 株式会社	11211
大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目18番27号 新大阪丸ビル新館8階	紀の国住研究 株式会社	7986
大阪府枚方市招提大谷二丁目20番7号	関西電設 株式会社	7447
大阪府大阪市北区西天満二丁目6番8号 ドウビル内	中外電気工業 株式会社	15022
奈良県生駒市東生駒月見町132番地の29	大阪産業 株式会社	4025
大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目3番19号	トーエイ産業 株式会社	15794
奈良県磯城郡田原本町大字千代607番地の3	株式会社 飯原工務店	1011
津市末広町25番15号	三津濃建設 株式会社	81428
津市岩田13番30号	株式会社 晃栄	88364

津市告示第207号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成19年6月25日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1260724	平成18年10月 1日	平成19年 5月31日
9204582	平成18年10月 1日	平成19年 5月31日
9204352	平成18年10月 1日	平成19年 6月14日

津市告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成19年3月30日及び平成19年5月25日専決処分した予算の要領並びに平成19年6月22日市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成19年6月25日

津市長 松田直久

- 1 平成19年3月30日専決処分した予算  
平成18年度津市一般会計補正予算（第7号）  
平成18年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）  
平成18年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）  
平成18年度津市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 2 平成19年5月25日専決処分した予算  
平成19年度津市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 平成19年6月22日議決を経た予算  
平成19年度津市一般会計補正予算（第1号）

## 平成18年度津市一般会計補正予算（第7号）

平成18年度津市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,155,113千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の廃止、変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 松田直久

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
19 繰入金		5,577,394	△165,200	5,412,194
	2 基金繰入金	5,576,894	△165,200	5,411,694
22 市債		4,969,900	138,600	5,108,500
	1 市債	4,969,900	138,600	5,108,500
歳入合計		93,181,713	△26,600	93,155,113

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4 衛生費		7,994,251		7,994,251
	4 清掃費	4,668,413		4,668,413
6 農林水産業費		2,786,581		2,786,581
	1 農業費	2,438,285		2,438,285
8 土木費		13,359,315	△4,500	13,354,815
	2 道路橋りょう費	2,916,228		2,916,228
	3 河川費	503,569		503,569
	5 都市計画費	8,857,718	△4,500	8,853,218
10 教育費		10,214,213		10,214,213
	2 小学校費	2,818,383		2,818,383
	3 中学校費	1,086,419		1,086,419
12 諸支出金		378,426	△22,100	356,326
	1 災害援護資金貸付金	22,100	△22,100	
歳出合計		93,181,713	△26,600	93,155,113

## 第2表 地方債補正

廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧資金貸付金	千円 22,100	証券借入 又は 証券発行	% 年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び公営企業金融 公庫資金について、利 率の見直しを行った後 においては当該見直し 後の利率)	25年以内(据置期間を含む。) 償還とし、政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場合はその債 権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ 償還することができる。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
清掃施設 改修事業	千円 34,800	証券借入 又は 証券発行	% 年3.0以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び公営企 業金融公庫資金につ いて、利率の見直し を行った後において は当該見直し後の利 率)	25年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、政府資金に ついてはその融資条 件により、銀行その 他の場合はその債権 者と協定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。	千円 26,800	三重県市 町村職員 共済組合 証券借入	% 年1.4	10年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。
し尿処理 施設整備 事業	273,500				千円 273,500	銀行等 証券借入	% 年3.0以内	10年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先と協 定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。
農業生産 設備整備 事業	87,100				千円 23,600	財務省 証券借入	% 年3.0以内	20年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先と協 定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。
					千円 10,800	財務省 証券借入	% 年3.0以内	15年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。
		千円 30,900	銀行等 証券借入	% 年3.0以内	10年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先と協 定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。			

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
林道整備事業	8,700	証券借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融庫資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	25か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	8,700	財務省 証券借入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
道路整備事業	71,800				62,900	財務省 証券借入	年3.0以内	12か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
河川整備事業	19,800				18,800	銀行等 証券借入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
急傾斜地崩壊対策	4,100				3,300	財務省 証券借入	年3.0以内	15か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					800	銀行等 証券借入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
排水施設整備事業	12,000				12,000	銀行等 証券借入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
遠方監視システム整備事業	20,400				20,400	社団法人 全国市有 物件災害 共済会 証券借入	年1.3	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後						
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法			
街路整備 事業	105,700	証券借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及び公営企 業金融公庫資金につ いて、利率の見直し を行った後において は当該見直し後の利 率)	2.5か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、政府資金に ついてはその融資条 件により、銀行その 他の場合はその債権 者と協定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。	104,400	銀行等 証券借入	年3.0以内	10か年以内償還 とし、借入先の融資 条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。			
都市下水道 整備事業	235,600				342,500	財務省 証券借入	年3.0以内	20か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先と協 定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。			
					85,600	銀行等 証券借入	年3.0以内	10か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。			
					139,600	財務省 証券借入	年3.0以内	20か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先と協 定する。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。			
公園整備 事業	157,000				34,900	銀行等 証券借入	年3.0以内	10か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。			
					18,000	銀行等 証券借入	年3.0以内	10か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。			
公営住宅 整備事業	18,000							80,900	財団法人 三重県市町 振興協会 証券借入	年3.0以内	15か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。
耐震補強 事業	120,400							36,000	銀行等 証券借入	年3.0以内	10か年以内(据 置期間を含む。)償 還とし、借入先の融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により繰り上げ 償還することができる。

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大規模改造事業	154,600				43,800	社団法人三重県市町村職員共済組合証券借入	年1.4	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					106,000	財団法人三重県市町振興協会証券借入	年3.0以内	15か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
社会教育施設整備事業	2,100	証券借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	25か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	2,100	銀行等証券借入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
保健体育施設整備事業	3,900				3,900	三重県市町村職員共済組合証券借入	年1.4	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
公共土木施設災害復旧事業	4,500				4,500	財務省証券借入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
住民税等減税補てん	426,900				426,900	日本郵政公社証券借入	年3.0以内	20か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先と協定する。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
臨時財政対策	3,186,900				3,186,900	財務省証券借入	年1.6	20か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

## 平成18年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成18年度津市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第1条 地方債の変更は、「第1表地方債補正」による。

津市長 松 田 直 久

# 第1表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡 易 水 道 事 業	千円		%		千円		%	30か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
	419,400	証券借入 又 は 証券発行	年3.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	30か年以内（据置期間を含む。）償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	162,200	財務省 証券借入	年3.0以内	30か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					161,500	財務省 証券借入	年3.0以内	12か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					95,700	公営企業 金融公庫 証券借入	年3.0以内	28か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

## 平成18年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

平成18年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ1,390,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

津市長 松田直久

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 繰入金		452,867	△4,500	448,367
	1 繰入金	452,867	△4,500	448,367
6 市債		686,800	4,500	691,300
	1 市債	686,800	4,500	691,300
歳入合計		1,390,021		1,390,021

### 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 土地区画整理事業費		1,335,289		1,335,289
	1 事業費	1,335,289		1,335,289
歳出合計		1,390,021		1,390,021

## 第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地区画 整理事業	千円		%		千円		%	20か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					8,000	財 務 省 証券借入	年3.0以内	
					249,300	財 務 省 証券借入	年3.0以内	15か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
	686,800	証券借入 又は 証券発行	年3.0以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	25か年以内（据置期間を含む。）償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	432,000	公営企業 金融公庫 証券借入	年3.0以内	20か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
				2,000	銀 行 等 証券借入	年3.0以内	10か年以内（据置期間を含む。）償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	

## 平成18年度津市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成18年度津市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第1条 地方債の変更は、「第1表地方債補正」による。

津市長 松 田 直 久

# 第1表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
公共下水道事業	5,123,300	証券借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	581,600	財務省 証券借入	年3.0以内	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					2,265,200	公営企業 金融公庫 証券借入	年3.0以内	28か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					2,276,500	日本郵政公社 証券借入	年3.0以内	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
資本費 平準化	770,800	証券借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	170,800	公営企業 金融公庫 証券借入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					600,000	銀行等 証券借入	年3.0以内	10か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
流域下水道事業負担金	780,200	証券借入 又は 証券発行	年3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定する。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。	358,800	財務省 証券借入	年3.0以内	30か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。
					421,400	公営企業 金融公庫 証券借入	年3.0以内	28か年以内(据置期間を含む。)償還とし、借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰り上げ償還することができる。

## 平成19年度津市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度津市の老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326,017千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,871,478千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 支 払 基 金 交 付 金		12,611,886	56,218	12,668,104
	1 支 払 基 金 交 付 金	12,611,886	56,218	12,668,104
2 国 庫 支 出 金		7,184,120	248,842	7,432,962
	1 国 庫 負 担 金	7,184,120	248,842	7,432,962
3 県 支 出 金		1,796,030	20,957	1,816,987
	1 県 負 担 金	1,796,030	20,957	1,816,987
歳 入 合 計		23,545,461	326,017	23,871,478

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 前 年 度 繰 上 充 用 金			326,017	326,017
	1 前 年 度 繰 上 充 用 金		326,017	326,017
歳 出 合 計		23,545,461	326,017	23,871,478

## 平成19年度津市一般会計補正予算（第1号）

平成19年度津市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176,598千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89,377,191千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 松田直久

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		7,096,490	64,611	7,161,101
	2 国庫補助金	1,270,045	10,500	1,280,545
	3 委託金	21,112	54,111	75,223
16 県支出金		4,873,958	14,340	4,888,298
	2 県補助金	1,276,380	5,250	1,281,630
	3 委託金	818,860	9,090	827,950
19 繰入金		6,236,466	91,234	6,327,700
	2 基金繰入金	6,235,866	91,234	6,327,100
21 諸収入		1,553,608	6,413	1,560,021
	5 雑収入	824,833	6,413	831,246
歳入合計		89,200,593	176,598	89,377,191

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		10,526,592	23,357	10,549,949
	1 総務管理費	8,039,502	23,357	8,062,859
3 民生費		26,008,873	45,873	26,054,746
	2 児童福祉費	9,303,543	45,873	9,349,416
4 衛生費		8,051,768	10,215	8,061,983
	1 保健衛生費	2,289,382	10,215	2,299,597
7 商工費		1,469,851	49,628	1,519,479
	1 商工費	1,469,851	49,628	1,519,479
10 教育費		9,677,688	47,525	9,725,213
	1 教育総務費	1,546,982	17,866	1,564,848
	2 小学校費	2,565,814	18,000	2,583,814
	3 中学校費	877,402	11,200	888,602
	5 社会教育費	1,789,134	459	1,789,593
歳出合計		89,200,593	176,598	89,377,191

津市告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月27日

津市長 松田直久

1 路線名 4281 西古河町安東町第1号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市安東町字足入2017番1から 津市安東町字足入2025番3まで	旧	7.5～7.5	60.7
津市渋見町黒田283番2地先から 津市渋見町黒田286番11地先まで	新	7.5～17.8	60.7

津市告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年6月27日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
4281	西古河町安東町第1号線	津市安東町足入2017番1から	平成19年 6月27日
		津市安東町足入2025番3まで	

津市告示第 2 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 0 年芸濃町告示第 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 6 月 2 8 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

林町自治会

三重県津市芸濃町林 2 0 0 番地

代表者 宮崎 正一

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	嶋田武浩 三重県津市芸濃町林 2 0 2 7 番地
変更後	宮崎正一 三重県津市芸濃町林 2 0 0 番地

3 変更の理由及び年月日

平成 1 9 年 6 月 1 0 日に、代表者が定期総会において新任されたため。

津市公告第92号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）第13条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年6月25日

津市長 松田直久

指定道路

- 1 幅員 6.0メートル
- 2 延長 18.0メートル
- 3 地名地番 津市久居北口町字北口584-21、584-48

津市公告第93号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）第13条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年6月25日

津市長 松田直久

指定道路

- 1 幅員 6.0メートル
- 2 延長 20.9メートル
- 3 地名地番 津市河芸町三行字小林1319-1、1315-1、1315-2、1315-4、1319-1地先法定外公共物

津市公告第94号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成19年6月25日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成19年 6月22日

2 抑留期間 平成19年 6月28日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 美里町 三郷	雑種	茶	オス	中	不明	青い首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市教育委員会告示第6号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成19年6月28日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成19年7月2日（月）午後2時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件  
津市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部の改正について

津市選挙管理委員会告示第84号

津市選挙投票区の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年6月28日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

津市選挙投票区の一部を改正する告示

津市選挙投票区（平成18年津市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改める。

表津の部第18投票区の項中「ポレスター大谷町」の次に「、ポレスター大谷参番館」を加え、同部第20投票区の項中「上津台」の次に「、西が丘ガーデン」を加え、同部第30投票区の項中「神戸第2」の次に「、神戸北」を加え、同表久居の部第74投票区の項中「、小戸木町」を削る。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の津市選挙投票区の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用する。